

事 務 連 絡
平成18年 8 月 1 7 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(タイ産 WINGED BEAN (シカクマメ) 及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号(最終改正:平成18年8月4日付け食安輸発第0804004号)に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、タイ産生鮮 WINGED BEAN (シカクマメ) において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を、引き続き50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品
タイ産 WINGED BEAN (シカクマメ) 及びその加工品 (簡易な加工に限る。)

2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名 : 生鮮 WINGED BEAN (シカクマメ)
2. 生産国 : タイ
3. 検査結果 : E P N 0.52ppm (基準 : 0.01ppm)
4. 検 疫 所 : 成田空港検疫所 (届出受付番号 : 第21106688750号2欄)
5. 輸 入 者 : ピーケイサイアム有限会社